

平成二十三年法律第五十二号  
家事事件手続法

## 目次

第一編 総則	第一章 通則（第一条～第三条）	第二章 管轄（第四条～第九条）	第三章 裁判所職員の除斥及び忌避（第十条～第十六条）
第四章 当事者の能力及び手続行為能力（第十一条～第二十一条）	第五章 手続代理人及び補佐人（第二十二条～第二十七条）	第六章 手続費用（第二十八条～第二十九条）	第七章 家事事件の審理等（第三十三条～第三十七条）
第八章 電子情報処理組織による申立て等（第三十八条）	第九章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第三十九条～第四十二条）	第一節 手続費用の負担（第二十九条～第三十一条）	第二節 手続上の救助（第三十二条）
第二編 家事審判に関する手続	第三章 家事審判の手続（第三十九条～第四十二条）	第三節 戸籍の記載等の嘱託（第一百六十二条）	第四節 戸籍の記載等の嘱託（第一百六十三条）
第一款 通則（第三十九条～第四十八条）	第二款 家事審判の申立て（第四十九条～第五十条）	第五節 戸籍の記載等の嘱託（第一百六十四条）	第六節 戸籍の記載等の嘱託（第一百六十五条）
第三款 家事審判の手続の期日（第五十一条～第五十五条）	第四款 事実の調査及び証拠調べ（第五十六条～第六十四条）	第七節 親子に関する審判事件（第一百五十九条）	第八節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十九条～第一百五十八条）
第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等（第六十五条）	第六款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則（第六十六条～第六十九条）	第一款 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条）	第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十条）
第七款 審判等（第七十三条～第八十二条）	第八款 取下げによる事件の終了（第八十三条～第八十六条）	第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）	第四款 養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件（第一百六十三条～第一百六十四条）

第九款 高等裁判所が第一審として行う手続（第八十四条）

## 第二節 不服申立て

## 第一款 審判に対する不服申立て（第八十五条～第九十三条）

## 第二目 特別抗告（第九十四条～第九十六条）

## 第三目 許可抗告（第九十七条～第九十八条）

## 第四目 即時抗告（第八十五条～第九十六条）

## 第五目 十三条（第百八十五条～第九十六条）

## 第六目 十六条（第百八十五条～第九十六条）

## 第七目 許可抗告（第九十七条～第九十八条）

## 第八目 許可抗告（第九十七条～第九十八条）

## 第九目 未成年後見に関する審判事件（第百七十六条～第百八十二条）

## 第十節 扶養に関する審判事件（第百八十二条～第百八十七条）

## 第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件（第百八十八条～第百九十二条）

## 第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百九十三条）

## 第十三節 遺産の分割に関する審判事件（第百九十四条～第百九十九条）

## 第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件（第百九十九条～第二百零四条）

## 第十五節 財産分離に関する審判事件（第二百零二条～第二百零五条）

## 第十六節 相続人の不存在に関する審判事件（第二百零五条～第二百零八条）

## 第十七節 遺言に関する審判事件（第二百零八条～第二百一十条）

## 第十八節 遺留分に関する審判事件（第二百一十条～第二百一十二条）

## 第十九節 二特別の寄与に関する審判事件（第二百一十二条～第二百一十五条）

## 第二十節 任意後見契約法に規定する審判事件（第二百一十五条～第二百一十七条）

## 第二十一節 戸籍法に規定する審判事件（第二百一十七条～第二百一十九条）

## 第二十二節 厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十三条～第二百三十四条）

## 第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件（第二百三十四条～第二百三十五条）

## 第二十四節 生活保護法等に規定する審判事件（第二百四十三条～第二百四十四条）

## 第二十五節 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件（第二百四十二条～第二百四十三条）

## 第二十六節 破産法に規定する審判事件（第二百四十二条～第二百四十三条）

## 第二十七節 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第二百四十三条～第二百四十四条）

## 第二十八節 特別養子縁組に関する審判事件（第百六十四条～第百六十六条）

## 第二十九節 親権に関する審判事件（第百六十七条～第百六十九条）

## 第三十節 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百六十三条～第百六十五条）

## 第三十一節 親権に関する審判事件（第百六十九条～第百七十五条）

## 第三十二節 親権に関する審判事件（第百七十六条～第百七十七条）

## 第三十三節 親権に関する審判事件（第百七十七条～第百七十八条）

## 第三十四節 親権に関する審判事件（第百七十八条～第百七十九条）

## 第三十五節 親権に関する審判事件（第百七十九条～第百八十一条）

## 第三十六節 親権に関する審判事件（第百八十二条～第百八十四条）

## 第三十七節 親権に関する審判事件（第百八十五条～第百八十七条）

## 第三十八節 親権に関する審判事件（第百八十八条～第百九十条）

## 第三十九節 親権に関する審判事件（第百九十二条～第百九十四条）

第五款 死後離縁をするについての許可の審判事件（第二百三十二条）	第六款 の審判事件（第百六十二条～第百六十三条）	第七款 特別養子縁組に関する審判事件（第百六十四条～第百六十六条）	第八款 親権に関する審判事件（第百六十七条～第百六十九条）
第九款 高等裁判所が第一審として行う手続（第八十四条）	第十節 未成年後見に関する審判事件（第百七十六条～第百八十二条）	第十一節 扶養に関する審判事件（第百八十二条～第百八十七条）	第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百九十三条～第百九十五条）
第十节 不服申立て等（第二百八十八条～第二百九十条）	第十三節 遺産の分割に関する審判事件（第百九十四条～第百九十九条）	第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件（第百九十九条～第二百零四条）	第十五節 財産分離に関する審判事件（第二百零二条～第二百零五条）
第十一节 調停の成立（第二百六十八条～第二百七十条）	第十六節 付調停等（第二百七十四条～第二百七十六条）	第十七節 合意に相当する審判（第二百七十七条～第二百八十三条）	第十八節 二特別の寄与に関する審判事件（第二百一十二条～第二百一十五条）
第十二节 調停に代わる審判（第二百八十四条～第二百八十七条）	第十九节 任意後見契約法に規定する審判事件（第二百一十五条～第二百一十七条）	第二十节 戸籍法に規定する審判事件（第二百一十七条～第二百一十九条）	第二十一节 厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十三条～第二百三十四条）
第十三节 児童福祉法に規定する審判事件（第二百三十四条～第二百三十五条）	第二十二节 生活保護法等に規定する審判事件（第二百四十三条～第二百四十四条）	第二十三节 特別養子縁組に関する審判事件（第百六十四条～第百六十六条）	第二十四节 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第二百四十三条～第二百四十四条）
第十四节 親権に関する審判事件（第百六十七条～第百六十九条）	第二十五节 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件（第二百四十二条～第二百四十三条）	第二十六节 破産法に規定する審判事件（第二百四十二条～第二百四十三条）	第二十七节 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第二百四十三条～第二百四十四条）
第十五节 離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百六十三条～第百六十五条）	第二十八节 特別養子縁組に関する審判事件（第百六十四条～第百六十六条）	第二十九节 親権に関する審判事件（第百六十七条～第百六十九条）	第三十节 親権に関する審判事件（第百六十九条～第百七十五条）
第十六节 親権に関する審判事件（第百七十六条～第百七十七条）	第三十一节 親権に関する審判事件（第百七十七条～第百七十八条）	第三十二节 親権に関する審判事件（第百七十八条～第百七十九条）	第三十三节 親権に関する審判事件（第百七十九条～第百八十一条）
第十七节 親権に関する審判事件（第百八十二条～第百八十四条）	第三十四节 親権に関する審判事件（第百八十五条～第百八十七条）	第三十五节 親権に関する審判事件（第百八十五条～第百八十七条）	第三十六节 親権に関する審判事件（第百八十八条～第百九十一条）
第十八节 親権に関する審判事件（第百八十八条～第百九十一条）	第三十七节 親権に関する審判事件（第百九十二条～第百九十四条）	第三十八节 親権に関する審判事件（第百九十二条～第百九十四条）	第三十九节 親権に関する審判事件（第百九十五条～第百九十七条）
第十九节 親権に関する審判事件（第百九十二条～第百九十四条）	第四十节 親権に関する審判事件（第百九十八条～第百九十九条）	第四十一节 親権に関する審判事件（第百九十八条～第百九十九条）	第四十二节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零一条）
第二十节 親権に関する審判事件（第百九十八条～第百九十九条）	第四十三节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零一条）	第四十四节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零一条）	第四十五节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十一节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零一条）	第四十六节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第四十七节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第四十八节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十二节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第四十九节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十一节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十三节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十二节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十三节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十四节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十四节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十五节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十六节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十七节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十五节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十八节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第五十九节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十六节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十一节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十二节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十三节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十七节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十四节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十五节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十六节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十八节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十七节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十八节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第六十九节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第二十九节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十一节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十二节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第三十节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十三节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十四节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十五节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第三十一节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十六节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十七节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十八节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第三十二节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第七十九节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十一节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第三十三节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十二节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十三节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十四节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第三十四节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十五节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十六节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十七节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）
第三十五节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十八节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第八十九节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）	第九十节 親権に関する審判事件（第百九十九条～第二百零二条）

## 附則





**（裁判官の忌避）**

2 姉妹の事情があるときは、当事者はその裁判官を忌避することができる。当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することはできない。ただし、忌避の原因があることを知らないかたとき、又は忌避の原因がその後を知らなかつたとき、

に生じたときは、この限りでない。

（多分員）余下エヌド品番）

3 立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等（受命裁判官又は受託裁判官にあつては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。）がすることができる。

2 家庭裁判所調査官又は家事調停委員についての除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官又は家事調停委員は、その申立てにての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。

3 家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の所属する裁判所がする。

**第四章** 当事者能力及び手続行為能力  
(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

**第十七条** 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)することができる能力(以下この項において「手續行為能力」という。)、手續行為能力を有する者の法定代理及び手續行為をするのに必要

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

半官合議制による裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 家事事件の手続を遅延させる目的のみでされたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

き。  
前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等（受命裁判官、受託裁判官、調停委員会を組織する裁判官）又は家庭裁判所の一人の裁判官

7  
判官をいふ。次第第三項ただし書において同じく(家事事件裁判所の一つの裁判官)がすることができる。

い。 8 9 い。  
除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対し  
ては、不服を申し立てることができない。  
除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対し  
ては、即時抗告をすることができる。

**第十三条** 裁判所書記官の除斥及び忌避について  
(裁判所書記官の除斥及び忌避)

は、第十条、第十三条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

項、第八項及び第九項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

(未成年者及び成年被後見人の法定代理人)  
**第十八条** 親権を行う者は後見人は、第一百八十九条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者は後見人が申立てをする。

りける場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。））提起することができる事項についての詳説は、別途つづいて行なうので、司書につづいて上

家事調停の申立てにあつては、同法その他の法律の規定により、その訴えを提起することができない場合を含む。)に限る。

**第二十一条** 第十九条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人人が代理權を行使することができない場合においては、

て、事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任する

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて  
する。  
裁判所は、つゞいて特別代理人へこれをうつし、  
されり行は、

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。  
4 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬ。

第5章 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。  
（法定代理権の消滅の通知）

**第二十一条** 別表第二に掲げる事項についての審判権は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければならない。訴訟参与事由があるときは、その効力を生じない。

**第二十一条** 法人の代表者等への準用  
(法人の代表者等への準用)  
（法人の代表者及び法人でない社団又はその支会若き生じないものと同様とする）

（第）項を含む規定を準用する。

第五章 手続代理人及び補佐人









の他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようとしたとき。

三 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項（同法第二百三十二条において準用する場合を含む。）の規定による決定に正当な理由なく従わないとき、又は当該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。

家庭裁判所は、当事者本人を尋問する場合に、その当事者に対し、家庭審判の手続の期日に出頭することを命ずることができる。

民事訴訟法第二百九十二条から第二百九十四条までの規定は前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について、同法第二百九条第一項及び第二項の規定は出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。

第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等

家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である

子（未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。）がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

第六款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則

（合意管轄）

第六十六条 別表第二に掲げる事項についての審判事件は、この法律の他の規定により定める家庭裁判所のほか、当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

2 民事訴訟法第十一條第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

（家事審判の申立書の写しの送付等）

第六十七条 別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときは、申立てが不適法であるときを除き、家庭審判の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。ただし、家庭審判の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家庭裁判所の申立てがあつたことを通知することをもつて、家庭審判の申立書の写しの送付に代えることができる。

2 第四十九条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない

場合について準用する。

3 裁判長は、第一項の規定による家事審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、

家事審判の申立書を却下しなければならない。

4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

（審判の聴取）

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がない

ことが明らかなときを除き、当事者の陳述を聴かなければならぬ。

2 前項の規定による陳述の聴取は、当事者の申出があるときは、審問の期日においてしなければならない。

（審問の期日）

別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（事実の調査の通知）

別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続において、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

（審理の終結）

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続において、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときは、申立てが不適法であるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。

（審理の終結）

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときは、申立てが不適法であるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。

（審理の終結）

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときは、申立てが不適法であるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。

（審理の終結）

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときは、申立てが不適法であるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。

（審理の終結）

家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家事審判の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときは、申立てが不適法であるときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。

（審理の終結）

家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、審判をする日を定めなければならない。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対しては、更正後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下する裁判者に限り、即時抗告をすることができる。

5 審判に対し適法な即時抗告があったときは、前二項の即時抗告は、することができない。

（審判の取消し又は変更）

家庭裁判所は、審判をした後、その審判を不当と認めるときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができます。

2 申立てによってのみ審判をすべき場合において申立てを却下した審判

（審判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない。

2 審判（申立てを却下する審判を除く。）は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者以外の審判を受ける者に對し、相當と認める方法で告知しなければならない。

2 審判を却下する審判は、申立て人に告知することによってその効力を生ずる。

2 審判は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

3 申立てを却下する審判は、申立て人に告知することによってその効力を生ずる。

4 審判の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

（審判の執行力）

金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

（審判の方式及び審判書）

審判は、審判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることはできぬべきない審判については、家庭審判の申立書又は調書に本文を記載することをもって、審判書の作成に代えることができる。

2 審判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 主文

2 理由の要旨

3 当事者及び法定代理人

4 裁判所

（更正決定）

審判に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

（中間決定）

第八十条 家庭裁判所は、審判の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判を

（審判の効力）

外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力

の確定した裁判（これに準ずる公的機関の判断を含む。）については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二百五十九条の規定を準用する。





- ている裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る。
- 2 前項の異議の申立てについての裁判に対するは、即時抗告をすることができる。
- (即時抗告期間等)
- 第一百一一条** 審判以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。
- 2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。
- 3 第九十五条第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

### (審判に対する不服申立ての規定の準用)

### 第三節 再審

- 第一百二条** 前款の規定(第八十五条第一項、第八十六条第一項及び第八十八条第一項及び第八十九条(これらの規定を第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定を除く。)は、裁判所、裁判官又は裁判長がした審判以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

### (再審)

- 第一百三条** 確定した審判その他の裁判(事件を完結するものに限る。第五項において同じ。)に対する対しては、再審の申立てをすることができる。
- 2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。
- 3 民事訴訟法第四編の規定(同法第三百四十一条及び第三百四十九条の規定を除く。)は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。
- 5 第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により審判その他の裁判に取り下げることができる。

- 2 前項の異議の申立てについての裁判に対するは、即時抗告をすることができる。
- (即時抗告期間等)
- 2 前項の不変期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。
- 2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができた場合は、不服を申し立てることができない損害が生ずるおそれがあると主張することができる。
- 3 第九十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

### (審判前の保全処分)

- 第一百五条** 本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件)が係属する家庭裁判所は、この法律の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずる審判をすることができる。

- 2 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、前項の審判に代わる裁判をする。

### (審判前の保全処分の申立て等)

### 第二節 審判前の保全処分

### 第三節 審判前保全処分の取消し

### 第四節 審判前保全処分の取消し

### 第五節 審判前保全処分の取消し

### 第六節 審判前保全処分の取消し

### 第七節 審判前保全処分の取消し

### 第八節 審判前保全処分の取消し

### 第九節 審判前保全処分の取消し

### 第十節 審判前保全処分の取消し

### 第十一節 審判前保全処分の取消し

### 第十二節 審判前保全処分の取消し

### 第十三節 審判前保全処分の取消し

### 第十四節 審判前保全処分の取消し

### 第十五節 審判前保全処分の取消し

### 第十六節 審判前保全処分の取消し

### 第十七節 審判前保全処分の取消し

### 第十八節 審判前保全処分の取消し

### 第十九節 審判前保全処分の取消し

### 第二十節 審判前保全処分の取消し

### 第二十一節 審判前保全処分の取消し

### 第二十二節 審判前保全処分の取消し

### 第二十三節 審判前保全処分の取消し

### 第二十四節 審判前保全処分の取消し

### 第二十五節 審判前保全処分の取消し

### 第二十六節 審判前保全処分の取消し

### 第二十七節 審判前保全処分の取消し

### 第二十八節 審判前保全処分の取消し

### 第二十九節 審判前保全処分の取消し

### 第三十節 審判前保全処分の取消し

### 第三十一節 審判前保全処分の取消し

### 第三十二節 審判前保全処分の取消し

### 第三十三節 審判前保全処分の取消し

### 第三十四節 審判前保全処分の取消し

### 第三十五節 審判前保全処分の取消し

### 第三十六節 審判前保全処分の取消し

### 第三十七節 審判前保全処分の取消し

### 第三十八節 審判前保全処分の取消し

### 第三十九節 審判前保全処分の取消し

### 第四十節 審判前保全処分の取消し

### 第四十一節 審判前保全処分の取消し

### 第四十二節 審判前保全処分の取消し

### 第四十三節 審判前保全処分の取消し

### 第四十四節 審判前保全処分の取消し

### 第四十五節 審判前保全処分の取消し

### 第四十六節 審判前保全処分の取消し

### 第四十七節 審判前保全処分の取消し

### 第四十八節 審判前保全処分の取消し

### 第四十九節 審判前保全処分の取消し

### 第五十節 審判前保全処分の取消し

### 第五十一節 審判前保全処分の取消し

### 第五十二節 審判前保全処分の取消し

### 第五十三節 審判前保全処分の取消し

### 第五十四節 審判前保全処分の取消し

### 第五十五節 審判前保全処分の取消し

### 第五十六節 審判前保全処分の取消し

### 第五十七節 審判前保全処分の取消し

### 第五十八節 審判前保全処分の取消し

### 第五十九節 審判前保全処分の取消し

### 第六十節 審判前保全処分の取消し

### 第六十一節 審判前保全処分の取消し

### 第六十二節 審判前保全処分の取消し

### 第六十三節 審判前保全処分の取消し

### 第六十四節 審判前保全処分の取消し

### 第六十五節 審判前保全処分の取消し

### 第六十六節 審判前保全処分の取消し

### 第六十七節 審判前保全処分の取消し

### 第六十八節 審判前保全処分の取消し

### 第六十九節 審判前保全処分の取消し

### 第七十節 審判前保全処分の取消し

### 第七十一節 審判前保全処分の取消し

### 第七十二節 審判前保全処分の取消し

### 第七十三節 審判前保全処分の取消し

### 第七十四節 審判前保全処分の取消し

### 第七十五節 審判前保全処分の取消し

### 第七十六節 審判前保全処分の取消し

### 第七十七節 審判前保全処分の取消し

### 第七十八節 審判前保全処分の取消し

### 第七十九節 審判前保全処分の取消し

### 第八十節 審判前保全処分の取消し

### 第八十一節 審判前保全処分の取消し

### 第八十二節 審判前保全処分の取消し

### 第八十三節 審判前保全処分の取消し

### 第八十四節 審判前保全処分の取消し

### 第八十五節 審判前保全処分の取消し

### 第八十六節 審判前保全処分の取消し

### 第八十七節 審判前保全処分の取消し

### 第八十八節 審判前保全処分の取消し

### 第八十九節 審判前保全処分の取消し

### 第九十節 審判前保全処分の取消し

### 第九十一節 審判前保全処分の取消し

### 第九十二節 審判前保全処分の取消し

### 第九十三節 審判前保全処分の取消し

### 第九十四節 審判前保全処分の取消し

### 第九十五節 審判前保全処分の取消し

### 第九十六節 審判前保全処分の取消し

### 第九十七節 審判前保全処分の取消し

### 第九十八節 審判前保全処分の取消し

### 第九十九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零四節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零五節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零六節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零七節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零八節 審判前保全処分の取消し

### 第一百零九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十四節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十五節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十六節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十七節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十八節 審判前保全処分の取消し

### 第一百一十九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十四節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十五節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十六節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十七節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十八節 審判前保全処分の取消し

### 第一百二十九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十四節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十五節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十六節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十七節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十八節 審判前保全処分の取消し

### 第一百三十九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十四節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十五節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十六節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十七節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十八節 審判前保全処分の取消し

### 第一百四十九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十四節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十五節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十六節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十七節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十八節 審判前保全処分の取消し

### 第一百五十九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十四節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十五節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十六節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十七節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十八節 審判前保全処分の取消し

### 第一百六十九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十四節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十五節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十六節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十七節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十八節 審判前保全処分の取消し

### 第一百七十九節 審判前保全処分の取消し

### 第一百八十節 審判前保全処分の取消し

### 第一百八十一節 審判前保全処分の取消し

### 第一百八十二節 審判前保全処分の取消し

### 第一百八十三節 審判前保全処分の取消し

### 第一百八十四節 審判前保全処分の取消し

</



二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見人及び成年後見監督人

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人 (即時抗告)

第四百二十三條 次の各号に掲げる審判に対しても、は、当該各号に定める者(第一号にあっては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 後見開始の審判 民法第七条及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 後見開始の申立てを却下する審判 申立人

三 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十条に規定する者

四 成年後見人の解任の審判 成年後見人

五 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族

六 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人

七 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人及びその親族

八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十一 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

十二 審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

(陳述の聽取の例)

(成年後見の事務の監督)

**第二百一十四条** 家庭裁判所は、適当な者に、成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査をさせることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第一項の規定により財産を管理する者について準用する。(管理者の改任等)

**第二百一十五条** 家庭裁判所は、いつでも、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件において選任した管理者を改任することができる。

2 家庭裁判所は、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者(前項の規定により改任された部分の審判事件において選任した管理者)を改任することができる。

3 前項の報告及び計算に要する費用は、成年被後見人の財産の中から支弁する。

4 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

5 財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

6 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

7 家庭裁判所は、成年被後見人が財産を管理することができるようになつたとき、管理すべき財産がなくなつたときは、成年被後見人の財産の管理を繼續することができる。見人、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

(後見開始の審判事件を本案とする保全処分)  
**第二百一十六条** 家庭裁判所(第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所)以下この条及び次

条において同じ。)は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に對し、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てにおいて、成年被後見人となるべき者の財産の管理に関する事項を指示することができる。

家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の財産被後見人となるべき者の財産上の行為(民法第九条)ただし書に規定する行為を除く。(第七項において同じ。)につき、前項の財産の管理者についての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為(民法第十九条)ただし書によりその者の陳述を聴くことができないときは、第一百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聴く手続を経ずに、前項の規定による審判(次項から第七項までにおいて「見命令の審判」という。)をすることができる。

後見命令の審判は、第一項の財産の管理者(数人あるときは、そのうちの一人)に告知することによって、その効力を生ずる。

後見命令の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第一項の財産の管理者が第四項の規定による告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から進行する。

後見命令の審判があつたときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合において、成年被後見人は、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、成年被後見人は第三項中「成年被後見人」とあるのは、成年被後見人の規定を準用する。

（成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

**第一百二十七条** 家庭裁判所は、成年後見人の解任の審判事件が保全している場合において、成年後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

前項の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される成年後見人、他の成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができるのである。

家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対して、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

前各項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

**（管轄） 第二節 保佐に関する審判事件**

**第一百二十八条** 保佐開始の審判事件（別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被保佐となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

保佐に関する審判事件（別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）





項及び第一百四十七条において同じ。)に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

5 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

6 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した管理人について準用する。

(供託等)

**第一百四十六条の二** 家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

2 家庭裁判所が選任した管理人は、前項の規定による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(处分の取消し)

**第一百四十七条** 家庭裁判所は、不在者が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなりたときは、(家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む)その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、不在者、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、民法第二十五条第一項の規定による管理人の選任その他の不在者の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

**第五節 失踪の宣告の審判事件**

**第一款 失踪の宣告の審判事件**

**第一百四十八条** 失踪の宣告の審判事件(別表第一の五十六の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)は、不在者の從来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百八条の規定は、失踪の宣告の審判事件における不在者について準用する。

3 家庭裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号及び第四号の期間が経過しなければ、失踪の宣告の審判をすることができない。この場合において、第二号及び第四号の期間は、民法第三十条第一項の場合にあつては三月

を、同条第二項の場合にあつては一月を下つてはならない。

1 不在者について失踪の宣告の申立てがあつたこと。

2 不在者は、一定の期間までにその生存の届出をすべきこと。

3 前号の届出がないときは、失踪の宣告がさされること。

4 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

5 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者(第一号にあっては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

6 失踪の宣告の審判は、不在者に告知することを要しない。

7 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

8 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

9 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

10 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

11 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

12 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

13 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

14 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

15 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

16 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

17 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

18 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

19 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

20 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

21 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

22 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

23 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

24 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

25 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

26 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(別表第二の二の項の事項についての審判事件をいう。)は、子の監護に関する処分の審判事件(子(父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、そのうちの一人)の住所地)

四 子の監護に関する処分の審判事件(子(父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、そのうちの一人)の住所地)

五 財産の分与に関する処分の審判事件(夫又は妻であつた者の住所地)

六 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(別表第二の五の項の事項についての審判事件をいう。) 所有者の(手続行為能力)

七 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手続行為能力))

八 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

九 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十一 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十二 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十四 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十五 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十六 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十七 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十八 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

十九 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十一 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十二 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十四 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十五 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十六 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十七 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十八 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

二十九 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件(夫又は妻の監護に関する処分の審判事件をいう。) 所有者の(手續行為能力)

申立てにより又は職権で、当事者に対し、その財産の状況に関する情報を開示することを命ずることができる。

3 前二項の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示したときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

(審判前の親子交流の試行的実施)

**第一百五十二条の三** 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判事件(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除外する)において、子の心身の状態に照らして相当でないと認められる事情がなく、かつ、事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、子との交流の試行的実施を促すことができる。

2 家庭裁判所は、前項の試行的実施を促すに当たっては、交流の方法、交流をする日時及び場所並びに家庭裁判所調査官その他の者の立会いその他の関与の有無を定めるとともに、当事者に対する子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止することその他適当と認める条件を付すことができる。

3 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

4 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

5 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

6 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

7 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

8 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

9 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

10 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

11 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

12 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

13 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

14 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

15 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

16 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

17 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

18 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

19 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

20 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

21 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

22 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

23 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

24 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。

25 家庭裁判所は、第一項の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかつたときは、その理由の説明)を求めることができる。









- |   |
|---|
| <p>三 未成年後見人の解任の申立てを却下する審判</p> <p>四 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人</p>  |
| <p>五 未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人、未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族</p>  |
| <p>（成年後見に関する審判事件の規定の準用）</p> <p>第六百八十一条 第百二十一一条の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第一百二十四条の規定は未成年後見の事務の監督について、第一百二十五条の規定は第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件について準用する。この場合において、第一百二十一条第二号中「第八百四十三条第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第八百四十条第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。</p> <p>（未成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）</p> <p>第一百八十二条 扶養義務の設定の審判事件（別表第一の八十四の項の事項についての審判事件をいう。）は、扶養義務者となるべき者（数人についての扶養義務の設定の申立てに係るものについては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p> <p>扶養義務の設定の取消しの審判事件（別表第一の八十五の項の事項についての審判事件をいう。）は、その扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所がその扶養義務の設定の裁判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。</p> <p>3 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（別表第二の九の項の事項についての審判事件をいう。）並びに扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（同表の十の項の事項につい</p> |
| <p>第五 未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに未成年被後見人及びその親族</p>  |

ての審判事件をいう。第一百八十四条の二第一項において同じ。)は、相手方(数人に対する申立てに係るものにあつては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

三 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権利者（申立人を除く。）

四 扶養義務の設定の取消しの申立てを却下する審判 申立人





において同じ。)は、遺言執行者の解任の申立てがあつた場合において、遺言の内容の実現のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、遺言執行者の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、遺言執行者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

前項の規定による遺言執行者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される遺言執行者、他の遺言執行者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによつて、その効力を生ずる。

家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができ

る。

家庭裁判所は、第一項の規定により改任した職務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

**第二百一十八条** 遺留分に関する審判事件

第二百一十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

二 遺留分を算定するための財産の価額を定める場合における鑑定人の選任の審判事件(別表第一の百九の項の事項についての審判事件をいう)。相続が開始した地

被相続人の住所地

(管轄) 事件

**第二百一十九条** 特別の寄与に関する処分の審判事件

第二百一十六条の二 特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(給付命令)

**第二百一十六条の三** 家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる。

(即時抗告)

**第二百一十六条の四** 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 特別の寄与に関する処分の審判 申立て及び相手方

二 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判 申立て人

(特別の寄与に関する審判事件を本案とする保全処分)

**第二百一十六条の五** 家庭裁判所(第一百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所)は、特別の寄与に関する処分についての審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全して、又は申立人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにてがあつた場合における任意後見監督人の陳述を聽かなければならない。ただし、本人の陳述を聽くことができないときは、この限りでない。

家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができ

る。

家庭裁判所は、第一項の規定により改任した職務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

**第二百一十八条** 遺留分に関する審判事件

又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

**第二百一十六条** 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

二 遺留分を算定するための財産の価額を定める場合における鑑定人の選任の審判事件(別表第一の百九の項の事項についての審判事件をいう)。相続が開始した地

被相続人の住所地

(管轄)

**第二百一十七条** 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件(別表第一の百十一の項の事項についての審判事件をいう)。次項及び次条において同じ。)は、任意後見契約法第二条第二号の本人(以下この節において単に「本人」という。)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件をいう)。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件を除き、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件を除き、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が当該任意後見監督人を選任した場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。ただし、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合には、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(審判の告知)

**第二百二十二条** 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者(ほか、当該各号に定める者)に告知しなければならない。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判 本人及び任意後見受任者

二 後見開始の審判等の取消しの審判 後見開始の審判の取消しの審判にあっては成年後見人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取消しの審判にあっては保佐人及び保佐監督人

並びに補助開始の審判の取消しの審判にあっては補助人及び補助監督人

三 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

二 任意後見契約の解除についての許可の審判 申立て人

(即時抗告)

**第二百二十三条** 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者(第四号及び第六号に定められた者は、申立て人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判 申立て人

二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人

三 任意後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立て人並びに本人及びその親族

四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

五 任意後見人の解任の申立てを却下する審判 申立て人、任意後見監督人並びに本人及びその親族

六 任意後見契約の解除についての許可の審判 申立て人及び任意後見監督人

七 任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判 申立て人

(任意後見監督人の事務の調査)

**第二百二十四条** 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができる。

(任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

**第二百二十五条** 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件(別表第一の百十七の項の事項についての審判事件をいう。)を本案とする保全処分について準用する。

2 第百二十七条第一項及び第二項の規定は、任意後見人の解任の審判事件(別表第一の百二十の項の事項についての審判事件をいう。)を本案とする保全処分について準用する。

二 後見開始の審判等の取消しの審判 後見開始の審判の取消しの審判にあっては成年後見人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取消しの審判にあっては保佐人及び保佐監督人

並びに補助開始の審判の取消しの審判にあっては補助人及び補助監督人

三 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

四 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人、任意後見人及び任意後見監督人

(即時抗告)

**第二百二十六条** 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者(第四号及び第六号に定められた者は、申立て人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判 申立て人

二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人

三 任意後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立て人並びに本人及びその親族

四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

五 任意後見人の解任の申立てを却下する審判 申立て人、任意後見監督人並びに本人及びその親族

六 任意後見契約の解除についての許可の審判 申立て人及び任意後見監督人

七 任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判 申立て人

(任意後見監督人の事務の調査)

**第二百二十四条** 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができる。

(任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)

**第二百二十五条** 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件(別表第一の百十七の項の事項についての審判事件をいう。)を本案とする保全処分について準用する。

2 第百二十七条第一項及び第二項の規定は、任意後見人の解任の審判事件(別表第一の百二十の項の事項についての審判事件をいう。)を本案とする保全処分について準用する。

二 後見開始の審判等の取消しの審判 後見開始の審判の取消しの審判にあっては成年後見人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取消しの審判にあっては保佐人及び保佐監督人

並びに補助開始の審判の取消しの審判にあっては補助人及び補助監督人

三 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

## 第二十節 戸籍法に規定する審判事件

(管轄)

### 第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一、氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更についての許可の審判事件（別表第一の百二十二の項の事項についての審判事件をいう。）申立人の住所地

二、就籍許可の審判事件（別表第一の百二十三の項の事項についての審判事件をいう。）就籍しようとする地

三、戸籍の訂正についての許可の審判事件（別表第一の百二十四の項の事項についての審判事件をいう。）その戸籍のある地

四、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件（別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。）市役所（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四条において準用する同法第二十二条の規定による場合にあっては、区役所）又は町村役場の所在地

（手続行為能力）

表第一の百二十九条の規定は、戸籍法に規定する審判事件（別表第一の百二十二の項から百二十五の項までの事項についての審判事件をいう。）における当該審判事件の申立てをすることができる者について準用する。ただし、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件においては、当該処分を受けた届出その他の行為を自らすることができる場合に限る。（事件係属の通知）

**第二百二十八条** 家庭裁判所は、戸籍法第二百十三条の規定による戸籍の訂正についての許可の申立てが当該戸籍の届出入又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなるときを除き、当該届出入又は届出事件の本人に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、事件の記録上これら者の氏名及び住所（陳述及び意見の聴取）

仮名の変更についての許可の審判をする場合は、申立人と同一戸籍内にある者（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならぬ。

2 (特別区の区長を含むものとし、地方自治法) (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この節において同じ。)

は、当該市町村長の意見を聽かなければならない。(審判の告知等)

二、就籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判は、第七十四条第一項に規定する者（ほか、当該市町村長に告知しなければならない。

三、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを理由があると認めると、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一、氏又は氏の振り仮名の変更についての許可の審判事件（申立て人を除く。）

二、氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更についての許可の申立てを却下する審判（申立て人を除く。）

三、就籍許可の申立てを却下する審判（申立て人を除く。）

四、戸籍の訂正についての許可の審判（利害關係人（申立て人を除く。）

五、戸籍の訂正についての許可の申立てを却下する審判（申立て人を除く。）

六、前条第二項の規定による市町村長に相当の処分を命ずる審判（当該市町村長

（手続行為能力）

**第二百二十九条** 家庭裁判所は、戸籍法第二百二十九条の規定は、性別の取扱いの変更の審判事件（別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第三十二節 厚生年金保険法に規定する審判事件

(特別区の区長を含むものとし、地方自治法) (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この節において同じ。)

は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、前条に規定する者（児童にあつては、十五歳以上のものに限りない。）の陳述を聴かなければならない。

二、前項の場合において、家庭裁判所は、申立てに相手方は、請求すべき按分割合に對し、即時抗告をすることができる。

三、第百六十四条の二第六項及び第八項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 申立て人及び相手方は、請求すべき按分割合に對する処分の審判及びその申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 請求すべき按分割合に關する処分の審判の手続については、第六十八条第二項の規定は、適用しない。

2 (審判の告知)

**第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件**

(管轄) 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。）次条において同じ。

**第二百三十四条** 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十八の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）、児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（同表の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件（同表の百二十九の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。）は、児童の未成年後見人に告知しなければならない。

2 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

3 第七十四条第一項に規定する者（ほか、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

2 (審判の告知)

**第二百三十五条** 第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てに相手方は、請求すべき按分割合に對する処分の審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

3 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 (審判の告知)

**第二百三十六条** 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 (審判の告知)

**第二百三十七条** 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 (審判の告知)

**第二百三十八条** 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一、都道府県の措置についての承認の審判（児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

二、都道府県の措置についての承認の申立てを却下する審判（申立て人

（手続行為能力）

2 第百十八条の規定は、性別の取扱いの変更の審判事件（別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 性別の取扱いの変更の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

認の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、前条に規定する者（児童にあつては、十五歳以上のものに限りない。）の陳述を聴かなければならない。

2 前項の場合において、家庭裁判所は、申立てに相手方は、請求すべき按分割合に對し、即時抗告をすることができる。

3 第百六十四条の二第六項及び第八項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 申立て人及び相手方は、請求すべき按分割合に對する処分の審判及びその申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 請求すべき按分割合に關する処分の審判の手続については、第六十八条第二項の規定は、適用しない。

2 (審判の告知)

**第二十三節 児童福祉法に規定する審判事件**

(管轄) 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。）次条において同じ。

**第二百三十四条** 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十八の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）、児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（同表の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。同条において同じ。）及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件（同表の百二十九の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。）は、児童の未成年後見人に告知しなければならない。

2 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

3 第七十四条第一項に規定する者（ほか、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

2 (審判の告知)

**第二百三十五条** 第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 (審判の告知)

**第二百三十六条** 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 (審判の告知)

**第二百三十七条** 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十九の二の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

2 (審判の告知)

**第二百三十八条** 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一、都道府県の措置についての承認の審判（児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

二、都道府県の措置についての承認の申立てを却下する審判（申立て人

（手続行為能力）

2 第百十八条の規定は、性別の取扱いの変更の審判事件（別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3 性別の取扱いの変更の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

2 (審判の告知)

二百六十四条の二第十二項及び第十三項の規

2 第百六十四条の二第十二項及び第一  
定は、児童相談所長の申立てによる監  
督の確認の審判事件について準用す

**（児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の特則）**

から二箇月を経過する日まで及び児童が十八歳に達した日以後は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をすることができない。

2 第百六十四条の二第五項の規定は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

第二十四節 生舌朵獲法等二

三 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判及びその申立てを却下する審判 申立人及び相手方

**第二十五節 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件**

**第二百四十二条** 保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件（別表第一の百三十の項の事項についての審判事件をいう。第四項において同じ。）は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第二条第二項に規定する対象者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

る。) 及び第百五十八条の規定は破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件について、第百六十九条(第三号に係る部分に限る。)、第百六十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)、第百七十二条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)並びに第一百七十四条の規定(管理権喪失に関する部分に限る。)は親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について、第二百一条第五項から第八項までの規定は破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件について準用する。

第三編 家事調停に関する手続  
第一章 総則  
第二節 通則  
**第二百四十四条** 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他の家庭に関する事件（別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。

**第二百四十五条** 家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。  
民事訴訟法第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

3 第百九十二条第一項及び第二項の規定は、遺産の分割の調停事件（別表第一の十二の

項の事項についての調停事件をいう。) 及び寄与分を定める処分の調停事件(同表の十四の項

の事項についての調停事件をいう。)について準用する。この場合において、第一百九十一條第

二項中「前項」とあるのは、「第二百四十五条第一項」と読み替えるべしとする。

第一功」と読み替えるものとする。  
(地方裁判所又は簡易裁判所への移送)

**第二百四十六条** 家庭裁判所は第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件以外には

の事件について調停の申立てを受けた場合は、職権で、これを管轄権を有する地方裁判所

第 2 又は簡易裁判所に移送する。  
家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により

調停を行うことができる事件について調停の申立てを受けた場合において、事件を処理するた

めに必要があると認めるときは、職権で、事件の全部又は一部を管轄権を有する地方裁判所又

3 は簡易裁判所に移送することができる。  
家庭裁判所は、事件を処理するためこそ必

家庭裁判所に事件を処理するにあつては、物心の必要があると認めるときは、前二項の規定にかかるうえ、その事件を管轄権を有する地方裁判所

れらは、その事件を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所以外の地方裁判所又は簡易裁判所（事件を管轄権を有する）に限る。」に多岐

所（事物管轄権を有するものに限る）に移送することができる。

第九条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による移送の裁判について準用する。

（調停機関）

の  
停を行ふ。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで行うことができる。

- 2 家庭裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

2 第二百四十八条 調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

2 調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

3 調停委員会の決議は、過半数の意見による。可否同数の場合には、裁判官の決するところによる。

4 調停委員会の評議は、秘密とする。

(家事調停委員)

第二百四十九条 家事調停委員は、非常勤とし、その免任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。  
(家事調停官の任命等)

第二百五十条 家事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

2 家事調停官は、この法律の定めるところにより、家事調停事件の処理に必要な職務を行う。

3 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

4 家事調停官は、非常勤とする。

5 家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

6 この法律に定めるものほか、家事調停官の任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(家事調停官の権限等)

第二百五十二条 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受け、家事調停事件を取り扱う。

2 家事調停官は、その取り扱う家事調停事件の処理について、この法律において家庭裁判所裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事

調停事件の処理に関する権限を行うことができ  
る。

十三条第一項の規定が適用されることにより  
訴公行為をすることができることなる者

立しないものとして事件が終了した旨を記載  
して閑書の正本、誊本又は抄本

- |   |   |  |                         |
|---|---|--|-------------------------|
|   |   |  | 調停事件の処理に関する権限を行うことができる。 |
| 五 | 家事調停官は、独立してその職権を行う。   | 第三条第一項の規定が適用されることにより訴訟行為をすることができる」となる者   |                         |
| 四 | 家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令を出すことができる。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条第五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。 | 親権を行なう者は後見人は、第十八条の規定にかかるらず、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる調停事件（同項第一号の調停事件については、財産上の給付を求めるものを除く。）においては、当該各号に定める者に代理して第六条第八項の共同の申出をすることができない。離婚についての調停事件における夫及び妻の後見人並びに離縁についての調停事件における養親の後見人、養子（十五歳以上のものに限る。以下この項において同じ。）に対し親権を行なう者及び養子の後見人についても、同様とする。 |                         |
| 三 | 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。（手続行為能力）   | 第二百五十三条 裁判所書記官は、家事調停の手続きの期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。（調書の作成）   |                         |
| 二 | 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。（手續行為能力）   | 第二百五十四条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは譲写、その正本、譲本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。  |                         |
| 一 | 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。（手續行為能力）   | 第二百五十五条 前項の規定は、家事調停事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの複製を請求することができる。   |                         |
| 六 | 家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令を出すことができる。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条第五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。 | 第二百五十六条 家事調停官は、その権限を行うために、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。   |                         |
| 五 | 親権行使者の指定又は変更の調停事件（別表第二の二の八の項の事項についての調停事件をいう。）子及びその父母  | 第二百五十七条 次に掲げる書面については、当事者は、第一項の規定にかかるらず、家庭裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。   |                         |
| 四 | 親権行使者の指定又は変更の調停事件（別表第二の二の八の項の事項についての調停事件をいう。）子及びその父母  | 第一審判書その他の裁判書の正本、謄本又は抄本   |                         |
| 三 | 親権行使者の指定又は変更の調停事件（別表第二の二の八の項の事項についての調停事件をいう。）子及びその父母  | 二 調停において成立した合意を記載し、又は  |                         |
| 二 | 「人事に関する訴え」という。）を提起することができる事項についての調停事件   | 調停をしないものとして、若しくは調停が成   |                         |
| 一 | 人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（第二百七十七条第一項において單に「人事に関する訴え」という。）を提起することができる事項についての調停事件   | 立法院の規定が適用されることにより訴訟行為をすることができる」となる者  |                         |

立しないものとして事件が終了した旨を記載  
して閑書の正本、誊本又は抄本



停を成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない。

**第一項及び第二項の規定は、第二百七十七条第一項に規定する事項についての調停事件については、適用しない。**

(調停調書の更正決定)

**第二百六十九条** 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

3 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(調停条項案の書面による受諾)

**第二百七十条** 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会(裁判官のみ)で家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官(次条及び第二百七十二条第一項において同じ)から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

2 前項の規定は、離婚又は離縁についての調停事件については、適用しない。

(調停をしない場合の事件の終了)

**第二百七一条** 調停委員会は、事件が性質上調停を行ふのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができる。

(調停の不成立の場合の事件の終了)

**第二百七十二条** 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させることができる。ただし、家庭裁判所が第二百八十九条

四条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停した日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

**第二百七十三条** 家事調停の申立ては、家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかるわらず、遺産の分割の調停の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

3 第一項の規定にかかるわらず、親権者の指定の調停の申立ては、家事調停事件が終了する前であつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

4 第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第四項並びに第二百五十三条(第二百九十九条第一項において準用する場合を含む)及び第二百九十九条第二項」とあるのは、「第二百七十三条第二項」とあるのは、「家事調停等の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(付調停)

**第六節 付調停等**

四条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停した日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立てがあつたものとみなす。

3 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

4 第一項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停事件が終了した場合には、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなす。

(家事調停の申立ての取下げ)

**第二百七十三条** 家事調停の申立ては、家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかるわらず、その家事調停事件の申立てにかかるわらず、その家事調停事件を自ら処理することができる。

3 第一項の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行うときは、調停委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

4 前項の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行うときは、調停委員会は、当該裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行ふ場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四条、第二百四十七条、第二百四十八条第二項、第二百五十四条第一項から第四項まで、第二百六十四条第二項、第二百六十五条第四項、第二百六十八条第三項ただし書き、第二百六十九条第一項並びに第二百七十二条第一項ただし書き及び第二項並びに次章及び第二百八十四条第一項の規定が確定したときは、当該家事審判事件は、終了する。

2 家事審判事件が係属している裁判所が第二百五十七条第一項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあったものとみなす。

(訴えの取下げの擬制等)

**第二百七十六条** 訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第一項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあったものとみなす。

2 家事審判事件が係属している裁判所が第二百五十七条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、又は第二百八十四条第一項の規定による審判が確定したときは、当該訴訟について訴えの取下げがあったものとみなす。

**第二百七十七条** 人事に関する訴え(離婚及び弁論等の期日)と、「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)とあるのは、「家事調停の手続の期日」と、「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(訴訟手続及び家事審判の手続の中止)

**第二百七十五条** 家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項若しくは前項第一号の合意は、第二百五十八条第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない。

3 第一項の家事調停の手続が調停委員会で行われる場合において、合意に相当する審判をするときは、家庭裁判所は、その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならぬ。
4 第二百七十二条第一項から第三項までの規定は、家庭裁判所が第一項第一号の規定による合意を正当と認めた場合について準用する。 (申立ての取下げの制限)
第二百七十八条 家事調停の申立ての取下げは、合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。 (異議の申立て)
第二百七十九条 当事者及び利害関係人は、合意に相当する審判に対し、家庭裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、当事者にあっては、第二百七十七条第一項各号に掲げる要件に該当しないことを理由とする場合に限る。 前項の規定による異議の申立ては、一週間の不変期間内にしなければならない。

3 前項の期間は、異議の申立てをすることができる者が、審判の告知を受けた日から、それぞれ進行する。
4 第一項の規定による異議の申立てをする権利(異議の申立てに対する審判等)
第二百八十条 家庭裁判所は、当事者がした前条第一項の規定による異議の申立てが不適法であるとき、又は異議の申立てに理由がないと認めるとときは、これを却下しなければならない。利害関係人がした同項の規定による異議の申立てが不適法であるときも、同様とする。
3 家庭裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあつた場合において、異議の申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
4 利害関係人から適法な異議の申立てがあつたときは、合意に相当する審判は、その効力を失う。この場合においては、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

第二百八十二条 家事調停の申立ての取下げは、(認知の無効についての調停の申立ての特則)
第二百八十三条の二 家庭裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫(事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る)に対し、該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。
第二百八十五条 家事調停の申立ての取下げは、(調停に代わる審判の特則)
第二百八十六条 当事者は、調停に代わる審判に對し、家庭裁判所に異議を申し立てることが可能である。(異議の申立て等)
第二百八十七条 前条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判が効力を失つた場合には、家庭調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなす。

第二百八十八条 家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、それぞれ前編第一章第二節及び第三節の規定を準用する。
第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所(第九十一条第一
2 第二百七十九条第一項から第四項までの規定は、前項の規定による異議の申立てについて準用する。
第三章 調停に代わる審判
(調停に代わる審判の対象及び要件)
第二百八十四条 家庭裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職權で、事件の解決のため必要な審判(以下「調停に代わる審判」という。)をすることを規定する。
2 前項の合意に相当する審判は、子の親権者の指定につき当事者間で合意が成立しないとき、又は成立した合意が相当でないと認めるときは、することはできない。
(申立ての特則)
第二百八十五条 家事調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他の父の三親等内の血族が父の死亡の日から一年以内に嫡出否認の訴えを提起したときは、父がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。
(調停に代わる審判の特則)
第二百八十六条 家事調停の申立ての取下げは、(認知の無効についての調停の申立ての特則)
第二百八十七条 前条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判と同一の効力を有する。
第三章 不服申立て等
第二百八十八条 家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、それぞれ前編第一章第二節及び第三節の規定を準用する。
第四編 履行の確保
(義務の履行状況の調査及び履行の勧告)

項（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては第一審裁判所である家庭裁判所、第五十五条第二項の規定により高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。）は、権利者の申出があるときは、その審判（抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては、その裁判。次条第一項において同じ。）で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（次項から第六項までにおいてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。）は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に関し、事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行うために必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。

調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対する関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関する必要な報告を求めることができる。

調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧等又はその複製の請求があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

前各項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務（高等裁判所において定められたものを含む。次条第三項において同じ。）の履行及び調停前の処分として命じられた事項の履行について準用する。

（義務履行の命令）

**第二百九十条** 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、その審判で定め

られた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。

義務を定める第三十九条の規定による審判をする家庭裁判所は、前項の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならぬ。

前二項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務の履行について準用する。

前三項に規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による義務の履行を命ずる審判の手続については、第二編第一章に定めるところによる。

第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十円以下の罰金に処する。参与員又は参与員であつた者が正当な理由なく裁判官又は参与員の意見を漏らしたときも、同様とする。

**附 則**

(施行期日) 第一条 この法律(以下「新法」という。)は、非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(経過措置の原則) 第二条 新法は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第五十号。次条における「整備法」という。)第四条に規定する事件以外の家事事件の手続について適用する。

(履行の確保) 第三条 整備法第三条の規定による廃止前の家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号。以下この条及び次条第一項において「旧法」という。)の規定による義務を定める審判その他の裁判、調停若しくは調停に代わる審判又は旧法第二十八条第二項に規定する調停前の措置(整備法第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。以下この条において「義務を定める審判等」という。)がされた場合においては、義務を定める審判等を新法の規定による義務を定める審判その他の裁判、調停若しくは調停に代わる審判又は調停以前の处分とみなして、第二百八十九条及び第二百九十条の規定を適用する。

(訴訟に関する経過措置)

**第四条** 旧法の規定による家事調停の申立てがちつた場合においては、その申立てを新法の規定による家事調停の申立てとみなして、第二百五十七条第一項、第二百七十二条第三項(第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。)、第二百八十五条、第二百八十三条及び第二百八十六条第六項の規定を適用する。

2 第二十九条第四項、第二百五十七条第二項 第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項及び第二百七十六条第一項の規定は、新法の施行前に訴えの提起があつた訴訟については、適用しない。

(民法附則に関する経過措置) 第五条 新法の規定の適用に関しては、次に掲げる事項は、別表第二に掲げる事項とみなす。

一 民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)の附則(次号において

（民法附則）という。第二十四条の規定による扶養に関してされた判決の変更又は取消し二、民法附則第三十二条の規定による遺産の分割に関する処分

第百八十二条第三項、第一百八十五条、第一百八十六条（第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第一百八十七条の規定は、前項第一号に掲げる事項についての審判事件及び当該事件を本案とする保全処分について準用する。

第百九十二条第一項、第一百九十四条から第百九十七条まで、第百九十八条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第一百九十九条及び第二百条の規定は、第一項第二号に掲げる事項についての審判事件及び当該事件を本案とする保全処分について準用する。

**附 則（平成二四年八月二二日法律第六三号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一、次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

**第二百六十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成二五年六月一九日法律第四七号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

**第十四条** 旧法第二十条第二項に付した書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判（この法律の施行の際、旧法第五条に規定する精神障害者（以下この条及び次条において単に「精神障害者」という。）を旧医療観察法第二条第三項に規定する対象者（次条において単に「対象者」という。）とする旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該確定した審判に限る。）は、新医療観察法第二十三条の二第二項に付した書又は同



**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（取消しの申立て）の下に「秘匿決定等の請求をすることができる者を秘匿決定する秘匿対象者に限る決定を求める申立て」

**第三十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則** (令和四年五月二十五日法律第四八号抄)  
(施行期日)

3 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、新家事件手続法第二百五条から第二百八条までの規定の適用については、新民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

2 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与の審判については、新家事事件手続法第二百四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二項中「十年を経過した後」とあるのは、「十年を経過した後」(相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号)の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から五年を経過した後」と、新民事事件手続法第二百七十三条第二項中「十年を経過した後」とあるのは、「十年を経過した後(相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する法律の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から五年を経過した後)」とする。

**第一百一十六条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況（検討）

**(政令への委任)**  
**第一百一十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**超えない範囲内において政令で定める日**  
**(罰則に関する経過措置)**

第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（同項にただし書を加える部分に限る。）並びに第七条中家事事件手続法第二百六十八条第三項にただし書を加える改正規定、同法第二百七十四条第五項の改正規定及び同法第二百七十七条第二項にただし書を加える改正規定、公布の日から起算して三年を

び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第三十条第四項の改正規定及

秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る)、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第四項の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六百六十一條に一条を加える改正規定、同法第六十五条第一号の改正規定、同法第六十六条第一項第一号の改正規定、同法第六十七条の十一第一項の改正規定及び同法第六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規

一 略  
を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して五年  
(施行期日) 号抄

**第六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則（令和四年一二月一六日法律第一号）抄  
第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(政令への委任)

1 (施行期日) 号抄  
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日

二条中家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二条号）別表第一の改正規定（百二十八の二の項に係る部分に限る。）公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（施行期日）  
抄  
号（附則）  
（令和四年六月一五日法律第六六）  
**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から四まで 略

八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条至刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六

百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第

四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五

規定、同法第三百九十条の次に一条を加える  
改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える  
る改正規定、同法第七編中第四百七十二条の  
前に章名を付する改正規定、同法第四百八十九

条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正

号) 第百三十二条の改正規定 附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)。以下「刑法等一部改正法」という。第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十三条中少年鑑別所法第一百三十一

定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第二号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中國際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十三条及び第三十五条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九

条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）。以下「日米地位協定刑事特別法」という。第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）。以下「日国連裁判権規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）。以下「日国連地位協定書刑事特別法」という。第五条の改正規定、附則第二十四条中国際受取刑者移送法第二十二条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条规定から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分（を除く。）、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八十三条第一項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百六十六条の十一の項の改正規定（第二百七十八条の二第二項）を「第二百七十八条の三第二项」に改める部分に限る。）、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定、公の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

定  
公布の日

第一項中民事執行法第二二条第三号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十

### 六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

てある事項の全部を記録した電磁的記録一を加

れる部分を除く。) 同法第九十一条第一項第三号の文三規定、同法第百四十一条第一項第三号

の改正規定、同法第百八十二条第一項の改正規

**定 同条第四項の改正規定 同法第一百八十三條の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び**

同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二

第三十一条、第三十二条、第三十三条の規定、第四十二条中組織的な犯罪

の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

(民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四

項の改正規定を除く) 第四十七條中鉄道概

三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規

定 第八十一条中民事訴訟費用等に関する法律

十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の

但語等に關する法律第十二章第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条规定

の規定 公布の日から起算して二年六月を超えて適用する、

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同

**第一條** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

一項を加える改正規定及び同法第三百三十三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「第八十七条の二」を削る部分に限る。)民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

一項を加える改正規定及び同法第百三十三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第八十七条の二」を削る部分に限る。)民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)  
**第十四条** 民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第百六十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに「を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る。）、同法第四百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定（第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定）、同法第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（第六十三条中民事調停法の二）を加える改正規定（第十八条の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する改正規定、第八十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第十八条の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第百四十五条中民事再生法第一百五十五条の二」を加える部分に限る。）、第百五十条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第百六十一条第一項の規定、第二百二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条までまで」に改める部分に限る。）、及び同法第百十五条の次に一条を加える改正規定、第二百十条の改正規定、同法第一百六十六条第一項の規定、第二百十九条中民事訴訟

十	録の作成の期	間の伸長	成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可	成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその取消し	成年被後見人の選任	民法第八百六十六条ににおいて準用する同法第八百二十六条	民法第八百六十条の二第一項、第三項及び第四項	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項（これららの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）	民法第八百五十九条の二（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）
の二	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七
ての許可	成年被後見人の死亡後の火葬又は他の相続財産の保存行為についての必要性	成年被後見人の死後見に關する管理の計画の期間の申長	第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処理に關する	成年後見監督人に對する報酬の付与	嘱託の取消し又は変更	成年被後見人の選任	民法第八百六十三条ににおいて準用する場合を含む。	民法第八百六十二条（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十条第二項から八百三十九条まで	民法第八百五十九条の二（これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）
ての許可	成年被後見人の死後見に關する管理の計画の期間の申長	第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処理に關する	成年後見監督人に對する報酬の付与	嘱託の取消し又は変更	成年被後見人の選任	民法第八百六十三条ににおいて準用する場合を含む。	民法第八百六十二条（同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）	民法第八百六十三条ににおいて準用する場合を含む。	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十条第二項から八百三十九条まで	民法第八百五十九条の二（これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）

保佐	十七	保佐開始	民法第十一条
十八	保佐人の同意	民法第十三条第二項	民法第十三条第三項
十九	保佐人の同意に代わる許可を得なければならない行為の定め	保佐開始の審判の取消し	民法第十四条第一項及び第十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)
九二十	八二十	七二十	六二十
限の行使につ いて准用する同法第八百四十一 六条	保佐監督人の の許可	保佐監督人の の許可	保佐監督人の の許可
保佐人又は保 佐監督人の権 限の行使につ いて准用する同法第八百四十一 六条	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第三項
民法第八百七十六条の 三第二項及び第八百七 十六条の五第二項にお いて準用する同法第八 百四十一 六条	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十
民法第八百七十六条の 三第二項及び第八百七 十六条の五第二項にお いて準用する同法第八 百四十一 六条	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第一項並びに同条第 二項において準用する 同法第八百四十三条规定及び第三項
保佐人の解任	保佐人の解任	保佐人の解任	民法第八百七十六条の 二第一項並びに同条第 二項において準用する 同法第八百四十三条规定及び第三項
選任	選任	選任	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十
保佐監督人の の許可	保佐監督人の の許可	保佐監督人の の許可	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十
保佐人又は保 佐監督人の権 限の行使につ いて准用する同法第八百四十一 六条	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十





九 扶養	扶養の順位の 決定及びその 他の規定	八 親権行使者の 指定	八 親権者の指定 又は変更	七 離縁等の場合 における祭具 等の所有権の 承継者の指定	六 離縁等の場合 における祭具 等の所有権の 承継者の指定	五 離婚等の場合 における祭具 等の所有権の 承継者の指定	四 財産の分与に 関する処分	三 子の監護に關 する処分	二 婚姻費用の分 担に関する處 理
民法第八百八十九条及 び第八百八十条	民法第八百七十八条及 び第三項	民法第八百二十四条の 十九条において準用す る場合を含む。)	民法第八百一十九条第五 項及び第六項(これら の規定を同法第七百四 十九条において準用す る場合を含む。)	民法第八百十一条第四 項	民法第八百八十六条第 二項及び第三項並びに 第七百六十六条の三第 三項(これららの規定を 同法第七百四十九条、 第七百七十二条及び第 七百八十八条において 準用する場合を含む。)並 びに第八百十七条の 二項(同法第七百四十 九条及び第七百七十一 条において準用する場 合を含む。)	民法第七百六十九条第 二項(同法第七百四十 九条、第七百五十一條 第二項及び第七百七十 一条において準用する 場合を含む。)	民法第七百六十九条第 二項(同法第七百四十 九条及び第七百七十一 条において準用する場 合を含む。)	民法第七百六十九条第 二項(同法第七百四十 九条及び第七百七十一 条において準用する場 合を含む。)	民法第七百六十六条第 二項及び第三項並びに 第七百六十六条の三第 三項(これららの規定を 同法第七百四十九条、 第七百七十二条及び第 七百八十八条において 準用する場合を含む。)